

# 令和7年度生ごみ減量推進事業 実施資器材貸与要項

## (趣旨・目的)

ごみの減量は限りある環境・資源を守り埋立処分場の延命化を図るために欠かせないものです。中でも特に組成割合の多い生ごみを減量することが不可欠です。そこで、生ごみ減量に向けた取り組み資器材を区内のグループ・個人に提供し、取り組んでいただくことにより一層のごみの減量化を図ることを目的としています。

## (募集対象)

- (1) 個人：江東区民
- (2) グループ：町会又は自治会、婦人会、老人会、子供会、PTA、父母会、管理組合、  
その他のご友人等で構成するグループ

※平成27年度～令和6年度に本事業に参加し、資器材の貸与を受けた方は対象外。

## (世帯数)

年間計 150 世帯 (抽選)

## (募集期間)

令和7年5月11日(日)～令和7年6月3日(火)

## (貸与要件)

貸与要件は次の全ての要件を満たすものとします。

### (1) 個人

- ①江東区民であること。
- ②過去に本事業の資器材貸与を受けていない方であること。
- ③生ごみ減量に意欲的に取り組める方であること。
- ④引き続き1年以上生ごみ減量に取り組める方であること。

### (2) グループ

- ①江東区民で構成されたグループであること。
- ②概ね5名以上のグループであること。
- ③過去に本事業の資器材貸与を受けていないグループであること。
- ④生ごみ減量に意欲的に取り組めるグループであること。
- ⑤引き続き1年以上生ごみ減量に取り組めるグループであること。

## (貸与資器材)

貸与資器材は次のとおりとします。 ※貸与資器材・量は急きょ変更する場合があります。

<h3>キエーロ</h3>  <p>～貸与資器材～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○器材本体 (木箱) … 1 個</li><li>○黒土 … 5 袋</li></ul> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○堆肥作りを目的としていない。</li><li>○生ごみを溜めて処理が可能。</li><li>×設置するスペースが必要。</li></ul>	<h3>森のしくみ</h3>  <p>～貸与資器材～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○バケツ … 2 個</li><li>○腐葉土 … 2 袋</li><li>○ガーデニングシート … 2 枚</li><li>○カラーゴム … 2 個</li></ul> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○堆肥があまり増えない。</li><li>○堆肥としても利用可能。</li><li>×堆肥を乾燥させる手間がかかる。</li></ul>
<h3>段ボールコンポスト</h3>  <p>～貸与資器材～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○段ボール … 2 個</li><li>○ココピート … 2 袋</li><li>○燐炭 … 2 個</li></ul> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○堆肥を作って園芸を楽しめる。</li><li>○少ないスペースで取り組める。</li><li>×雨に濡れない場所が必要。</li></ul>	<h3>EM 堆肥化</h3>  <p>～貸与資器材～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○専用容器 … 2 個</li><li>○発酵促進材 … 10 袋</li><li>○鉢底ネット … 2 枚</li></ul> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○積極的に堆肥を作れる。</li><li>○たくさん処理することが可能。</li><li>×二次発酵に利用する土地が必要。</li></ul>

(費用)

貸与費用はかかりません。

(注意事項)

資器材貸与に関する注意点は以下のとおりです。

- (1) 1世帯または1グループにつき貸与資器材は1種類とし、貸与回数は1回限りとする。
- (2) 資器材は概ね1年分用意します。
- (3) 被貸与個人及びグループの責任において資器材を適正に管理すること。
- (4) 被貸与個人及びグループの責任において資器材の補修・処分を行うこと。
- (5) 虚偽の申請または不正な手段により資器材の貸与を受けたときは原状で返還すること。
- (6) 貸与資器材のうちキエーロは、製造に限りがあるため定員40台とし、定員を超えた場合は抽選を行う。

(取り組みの申し込み)

取り組みへの申し込みは、案内チラシ裏面の「参加申込用紙」に必要事項(①氏名、②住所、③電話番号、④説明会希望日(第2希望まで))を記入し、郵送、FAX、窓口、電話で清掃リサイクル課まで申し込みください。また、区ホームページからも申し込みできます。

(事業説明会)

申込者は下記の日程で開催される説明会へ参加するものとします。

	日時	会場	定員
1	6月19日(木) 10:00~11:30	江東区文化センター (江東区東陽4-11-3)	各50名
2	6月21日(土) 10:00~11:30		
3	6月23日(月) 14:30~16:00		

(講習会)

被貸与者は8月~9月頃開催される講習会に参加するものとします。

(報告)

被貸与者はアンケートにより、取り組み報告を行うものとします。

(サポート)

本事業に取り組んでいただくにあたり、取り組み方法やご不明な点については、平成24年度から平成26年度にかけて行われた生ごみ減量モニター事業の経験者による親睦会である「生ごみお宝倶楽部」の皆様をサポートしていただきます。